

平成23年6月27日
(平成23年7月1日一部改正)

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構と一定の関係を有する法人との 契約に関する情報の公表について

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）では、「独立行政法人における随意契約の適正化について」（平成19年2月16日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡）等により、競争入札及び随意契約の件数、金額、予定価格等について機構ホームページにおいて公表しているところである。

今般、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該独立行政法人から当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めることとされたことを受け、機構においても下記により所要の情報を機構ホームページにおいて公表し、さらなる取引関係の透明性の向上に積極的に取り組むこととする。

1 公表の対象

(1) 公表の対象となる契約

機構の支出の原因となる契約を対象とする（競争性のない随意契約のみならず、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）も含む。）。

ただし、次に掲げるものに該当する場合を除く。

- ① 予定価格が独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における契約に関する規則第26条の2第1号、第2号、第3号又は第6号のそれぞれの金額を超えない契約
- ② 光熱水費、燃料費及び通信費の支出に係る契約

(2) 公表の対象となる契約先

次の①及び②のいずれにも該当する契約先を対象とする。

- ① 機構において役員を経験した者が再就職していること又は機構において課長相当職以上の職を経験した者が役員等として再就職していること

(注) 1 「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなど

により影響力を与え得ると認められる者を含む。

2 当該契約の締結日を再就職者の有無の判断の基準日とする。

- ② 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(注) 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする(2において同じ。)

2 公表する情報

機構は、前記1に掲げる公表の対象に該当する契約及び契約先に関し、契約ごとに、別途公表することとされている物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 前記1の2①に該当する再就職者の人数、職名及び機構における最終職名
- ② 機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める、機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3 公表の時期、方法等

- ① 前記2に掲げる情報の公表時期は、契約を締結した日の翌日から起算して原則として72日以内に公表する。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については原則として93日以内に公表する。
- ② 公表は、機構のホームページ上で行う。
- ③ 本措置を講ずることについては、契約に係る入札公告等にその旨を記載する。